

障害者である職員の雇用状況(令和5年)

令和5年6月1日現在の人事院における障害者である職員の雇用状況は、以下のとおりである。

① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数
670.5	20.0	2.98	0.0

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとして2カウントとしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、短時間勤務職員である精神障害者であって、令和元年6月2日以降に採用された者又は令和元年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者については、1人1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

障害者任免状況通報の内容

A 任免状況

① 職員の数

a 職員の数(短時間勤務職員を除く)	669 人
b 短時間勤務職員の数	3 人
c 職員の総数=a+(b×0.5)	670.5 人

② 除外職員の数

d 除外職員の数(短時間勤務職員を除く)	0 人
e 短時間勤務除外職員の数	0 人
f 除外職員の総数=d+(e×0.5)	0 人

③ 旧除外職員の数

g 旧除外職員の数(短時間勤務職員を除く)	5 人
h 短時間勤務旧除外職員の数	0 人
i 旧除外職員の総数=g+(h×0.5)	5 人

④ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数

対象となる職員の数が少数であるため、特定の者が障害者であること及びその障害の程度等が推認されるおそれがあるため非公表。

B 上記に基づく計算

- | | |
|---|---------|
| ⑤ 現在設定されている除外率 | 0 % |
| ⑥ 基準割合=[③i/((①c-②f))×100 | 0 % |
| ⑦ ⑥に基づく除外率 | 0 % |
| ⑧ 適用される除外率 | 0 % |
| ⑨ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数=①c-②f-[(①c-②f)×⑧] | 670.5 人 |
| ⑩ 障害者計=④ホ+④ヌ+④カ | 20 人 |
| ⑪ 実雇用率=(⑩/⑨)×100 | 2.98 % |
| ⑫ 法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数 | 0 人 |

C 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数

対象となる職員の数が少数であるため、特定の者が障害者であること及びその障害の程度等が推認されるおそれがあるため非公表。

D 障害者雇用推進者

役職名 総括審議官
氏名 米村 猛

E 障害者活躍推進計画及びその取組の実施状況を公表しているURL

<https://www.iinii.go.jp/iiniika/ninnvoujyoukvoutou.html>